

東京高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 裁決取消等請求控訴事件

国側当事者・国(国税不服審判所長)

平成23年10月26日棄却・上告・上告受理申立て

(第一審・東京地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成23年8月2日判決、本資料261号-135・順号11725)

判	決
控訴人	甲
被控訴人	国
同代表者法務大臣	平岡 秀夫
裁決行政庁	国税不服審判所長 孝橋 宏
被控訴人指定代理人	大口 紋世
同	山口 克也
同	船津 高歩
同	小板橋 賢一
同	甲斐 香
同	田中 正春
同	片岡 知
同	宮田 隆司
同	立田 渉

主 文

本件控訴を棄却する。

控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 国説不服審判所長が、控訴人に対し、平成21年11月19日付けでした、本郷税務署長によってされた不動産の各参加差押処分に対する控訴人の審査請求を棄却する旨の裁決を取り消す。
- 3 被控訴人は、控訴人に対し、1054万7000円及びこれに対する平成14年3月14日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件事案の概要は、原判決の「事実及び理由」中「第2 事案の概要」に記載のとおりであるから(ただし、原判決3頁21行目の次に行を改めて「本件滞納国税は、126万2000円(本件更正処分等に係る国税[納付すべき額1066万円+過少申告加算税額13万7000円]-本件申告に係る納付額928万5000円-本件更正処分等に係る国税の一部納付額25万円)であ

る。」を加える。)、これを引用する。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、控訴人の本件請求はいずれも理由がないものと判断する。その理由は、原判決の「事実及び理由」中「第3 当裁判所の判断」に記載のとおりであるから、これを引用する。
- 2 以上によれば、控訴人の本件請求をいずれも棄却した原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第15民事部

裁判長裁判官 井上 繁規

裁判官 坂本 宗一

裁判官 齋藤 繁道